

## 南海地震条例関連施策整理票

関連するテーマ	命を助ける
施策	他県等への応援要請
時間軸	応急期～復旧期
内容	<p>迅速な救命・救助を行い、県民の生命等を災害から守るため、自らの対応能力では対応できない場合には、災害対策基本法に基づき、関係機関等に速やかに応援の要請を実施する。応援活動を円滑に実施するために、事前に協定や覚書等を結び、内容の検討を行っている。</p> <p>応援を要請する場合、応援に要した費用は、原則、派遣を受けた機関が、負担することになっており、また、応援を要請された機関は、正当な理由がないかぎり、応援を拒んではならないとされている。</p> <p>参照 高知県地域防災計画震災対策編の62～63、90～93ページ</p>
実施主体、県の役割等	各機関(県、市町村、消防機関、県警、指定公共機関等)
法体系	<p>災害対策基本法第29条(都道府県等から、指定行政機関への応援要請)</p> <p>同 第67条(市町村から、他の市町村への応援要請)</p> <p>同 第68条(市町村から、都道府県への応援要請)</p> <p>同 第68条の2(市町村から、都道府県への災害派遣要請の要求)</p> <p>同 第74条(都道府県から、他の都道府県への応援要請)</p> <p>同 第80条(指定公共機関等から、都道府県等への応援要請)</p> <p>自衛隊法第83条(都道府県等から、自衛隊への応援要請)</p> <p>消防組織法第24条の3(都道府県から、消防機関への応援要請)</p> <p>その他協定・要綱等</p>
取り組み状況	<p>・上記法令の規定や協定内容に従い、災害県への応援は実施されている。</p> <p>・平成18年4月に中央防災会議において、政府の広域的活動の手続き、内容等を具体化した「東南海・南海地震応急対策活動要領」が策定された。今後、活動要領に基づく具体的な活動内容(救助・救急・医療・消火活動、食糧・飲料水等の調達など)に係る計画が取りまとめられる予定。</p>
課題	<p>・地震被災直後の混乱状況を考えると、地震発生前に、関係機関と様々な調整を行っておく必要がある。</p> <p>・防災関係機関や他県の応援部隊を受け入れるための具体的な受援計画を策定する必要がある。(現在、策定作業中)</p>
その他	<p>指定公共機関とは、日本郵政公社、日本銀行、日本赤十字社、日本放送協会その他の公共的機関及び電気、ガス、輸送、通信その他の公益的事業を営む法人で、内閣総理大臣が指定するもの</p> <p>指定行政機関とは、内閣府設置法に規定する、内閣府、宮内庁その他内閣府に設置される庁、委員会等</p>